



宮 崎 県 公 報

平成19年7月5日(木曜日) 第 1893 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) 1

告 示

○浸水想定区域の指定……………(河川課) 1

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……………(農村整備課) 1
○土地改良区の役員の退任の届出……………(“) 3
○土地改良区の定款変更の認可(2件)……………(“) 3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 3

○落札者等の公告(2件)……………5
病院局企業管理規程
○宮崎県病院事業職員倫理規程……………5
人事委員会規則
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………10
○期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………10
公安委員会規則
○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………10
正 誤
○平成19年3月30日付け県公報(号外第38号)中……………10

規 則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十六号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年宮崎県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 596号

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第 1 項の規定により川内川水系長江川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県小林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、

大淀川右岸土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年7月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	丸 目 賢 一	宮崎市田野町乙9303番地17
副理事長	津 村 重 光	宮崎市船塚3丁目82番地1
副理事長	一ノ瀬 良 尚	清武町大字今泉丙 654番地
理 事	木 下 忠 男	宮崎市小松台北町25番地5
理 事	川 越 繁 美	清武町大字今泉丙1518番地8
会計理事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	磯 貝 輔 博	宮崎市田野町甲5014番地3
理 事	藤 野 吉 郎	宮崎市田野町乙1039番地
理 事	津 田 勝	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
理 事	川 越 正 則	宮崎市田野町乙 13167番地3
理 事	後 藤 兼 久	宮崎市田野町乙9185番地1
理 事	船ヶ山 信 光	宮崎市田野町甲2030番地2

理 事	竹ノ内 健	宮崎市田野町甲2826番地 1
理 事	松 元 紀 年	清武町大字今泉甲4689番地乙
理 事	大岩根 宏 之	清武町大字今泉丙 631番地 3
理 事	長 友 忠 利	清武町大字今泉丙2158番地
理 事	野 崎 定 政	清武町大字船引1249番地
庶務理事	妻 木 和 徳	清武町大字船引7104番地口
工事担当 理 事	小岩屋 正 勝	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
理 事	戸 高 博	宮崎市古城町長田5845番地
総括監事	鈴 木 隆	宮崎市大字熊野7024番地 2
監 事	蛭 原 正 浩	宮崎市田野町乙 666番地
監 事	長 友 良 記	清武町大字船引7137番地

(任期：平成23年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	丸 目 賢 一	宮崎市田野町甲2818番地
副理事長	津 村 重 光	宮崎市橋通西 1 丁目 1 番地 1 号
副理事長	一ノ瀬 良 尚	清武町大字船引 204番地
理 事	高 瀬 昌 介	宮崎市橋通西 1 丁目 1 番地 1 号
理 事	古 瀬 康 人	宮崎市田野町甲5194番地 1
会計理事	菊 地 庸 裕	宮崎市田野町乙4271番地
理 事	藤 野 吉 郎	宮崎市田野町乙1039番地
理 事	津 田 勝	宮崎市田野町甲 12961番地イ号
理 事	川 越 正 則	宮崎市田野町乙 13167番地 3
理 事	後 藤 兼 久	宮崎市田野町乙9185番地 1
理 事	安 藤 秀 秋	宮崎市田野町乙9686番地の 2
理 事	竹ノ内 健	宮崎市田野町甲2826番地 1
理 事	黒 木 萬 市	清武町大字船引1414番地口～ 1

理 事	平 原 正 國	清武町大字今泉甲3028番地
庶務理事	小 倉 重 俊	清武町大字木原5928番地イ
理 事	黒 木 宗 重	清武町大字今泉甲4507番地 3
理 事	長 友 寛 昭	清武町大字船引7238番地
工事担当 理 事	小岩屋 正 勝	宮崎市古城町犬ノ馬場3573番地
理 事	戸 高 博	宮崎市古城町長田5845番地
総括監事	鈴 木 隆	宮崎市橋通西 1 丁目 1 番地 1 号
監 事	貴 島 直 也	宮崎市大字細江椎屋形4664番地
監 事	黒 木 政 章	清武町大字船引7261番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中津留土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 7 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 村 丸 夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金 丸 益 三	日南市大字酒谷乙5107番地
理 事	小 野 慎 一	日南市大字酒谷乙4249番地 1
理 事	伊豆本 喜 一	日南市大字酒谷乙6109番地 2
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	高 橋 透	日南市大字酒谷乙6305番地 3
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

(任期：平成21年 5 月17日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 村 丸 夫	日南市大字酒谷乙6179番地
理 事	金 丸 益 三	日南市大字酒谷乙5107番地
理 事	小 野 慎 一	日南市大字酒谷乙4249番地 1

理 事	伊豆本 喜 一	日南市大字酒谷乙6109番地 2
理 事	大 塚 達 男	日南市大字酒谷乙2833番地
監 事	高 橋 透	日南市大字酒谷乙6305番地 3
監 事	黒 木 英 則	日南市大字酒谷乙5055番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 7 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	重 久 邦 仁	三股町大字蓼池1345番地
副理事長	乗 畑 古 佐	三股町新馬場40番地 2
会計担当 理 事	戸 高 三 郎	都城市郡元町2823番地
理 事	橋 口 征 男	三股町大字蓼池1467番地
理 事	田 口 善 征	三股町大字蓼池1333番地 7
理 事	大河内 清 彦	三股町大字蓼池1029番地
理 事	有 村 三 郎	三股町大字蓼池 922番地 1
理 事	山 元 達 美	三股町大字樺山2290番地
理 事	下 沖 静 雄	三股町大字蓼池 632番地 8
理 事	瀬 戸 厚 男	都城市神之山町2365番地
監 事	有 村 明 男	三股町大字樺山4672番地 143
監 事	西 田 節	三股町大字蓼池1475番地 1
監 事	下 村 哲 二	都城市神之山町1927番地

（任期：平成23年 6 月11日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	重 久 邦 仁	三股町大字蓼池1345番地
副理事長	草 留 定 治	三股町大字蓼池 343番地

会計担当 理 事	乗 畑 古 佐	三股町新馬場40番地 2
理 事	下 沖 静 雄	三股町大字蓼池 632番地 8
理 事	橋 口 征 男	三股町大字蓼池1467番地
理 事	山 元 綱 数	三股町大字蓼池1019番地 1
理 事	山 元 達 美	三股町大字樺山2290番地
理 事	戸 高 三 郎	都城市郡元町2823番地
理 事	瀬 戸 厚 男	都城市神之山町2365番地
監 事	有 村 明 男	三股町大字樺山4672番地 143
監 事	西 田 節	三股町大字蓼池1475番地 1
監 事	下 村 哲 二	都城市神之山町1927番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年 7 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	高 橋 武 正	都城市今町7198番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）から平成19年 5 月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年 7 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、中津留土地改良区（日南市）から平成19年 6 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年 7 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成19年 7 月 5 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(特-14)第339号	㈱遠藤建設	遠藤 隆司	宮崎県日向市曾根町2-104	特定	建築工事業、大工工事業	平成19年5月31日付で廃業した旨の届	平成19年5月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第352号	㈱田原建設	恒見 道則	宮崎県小林市大字堤3045	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成19年5月31日 "	平成19年5月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第1166号	㈱酒井建設	酒井 久夫	宮崎県西都市大字鹿野田8675-1	特定	土木工事業、とび・土工工事業	平成19年5月9日 "	平成19年5月9日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第1301号	㈱遠矢建設	遠矢 正秋	宮崎県都城市姫城町27-31	一般	管工事業	平成19年5月9日 "	平成19年5月9日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第2237号	玉利建設㈱	玉利 朋久	宮崎県宮崎市高岡町5町300-1	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業	平成19年5月16日 "	平成19年5月16日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第2295号	石川建設㈱	石川 幹裕	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井29-5	特定	造園工事業	平成19年5月8日 "	平成19年5月8日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第2426号	㈱岡崎建設	岡崎 勇一郎	宮崎県児湯郡都農町大字川北5753-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業	平成19年5月7日 "	平成19年5月7日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第3434号	東山建設㈱	東山 義夫	宮崎県都城市郡元1-11-10	一般	建築工事業、管工事業	平成19年5月1日 "	平成19年5月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第3434号	東山建設㈱	東山 義夫	宮崎県都城市郡元1-11-10	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成19年5月1日 "	平成19年5月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第5211号	㈱江崎工務店	八重尾 善也	宮崎県宮崎市大字赤江974-7	一般	大工工事業	平成19年4月23日 "	平成19年4月23日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第5231号	㈱田爪建設	田爪 幸子	宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓2191-4	一般	建築工事業、管工事業	平成19年5月28日 "	平成19年5月28日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第6132号	㈱クロキ	黒木 正臣	宮崎県延岡市北一ヶ岡4-13-17	一般	ほ装工事業、水道施設工事業	平成19年5月25日 "	平成19年5月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-15)第6356号	好建設	黒木 好	宮崎県児湯郡都農町大字川北2148-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、綱構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成19年5月24日 "	平成19年5月24日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第7279号	㈱清水工業	清水 幸男	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方941-1	特定	管工事業、造園工事業	平成19年5月31日 "	平成19年5月31日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7296号	㈱野崎土建	野崎 武博	宮崎県都城市丸谷町1701-2	一般	管工事業	平成19年5月30日 "	平成19年5月30日(一部廃業)
宮崎県知事許可	川東水道	川東 正一	宮崎県都城	一般	土木工事業、とび・	平成19年5月	平成19年5月15日

(般-14)第7683号			市高崎町繩 瀬3421-7		土工事業、管工 事業、は装工事業、水 道施設工事業	15日付けで廃 業した旨の届	(全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-17)第8689号	(有)柳建設	柳 健二	宮崎県西諸 郡高原町 大字西麓 1 75-4	一般	建築工事業、大工工 事業、左官工事業、 石工事業、屋根工事 業、タイル・れんが ・ブロック工事業、 内装仕上工事業	平成19年5月 24日 "	平成19年5月24日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-14)第 10589号	(株)アサヒ工業	福丸 望	宮崎県都城 市高崎町大 牟田1899- 6	一般	管工事業	平成19年5月 30日 "	平成19年5月30日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-14)第 10655号	(有)成和鉄工	小玉 英男	宮崎県日南 市吉野方 1 0545-3	一般	鉄筋工事業	平成19年5月 31日 "	平成19年5月31日 (一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-14)第 11627号	高原林業(株)	山本 修	宮崎県西諸 郡高原町 大字西麓 6 45	一般	土工事業、建築工 事業、大工事業、 とび・土工事業、 屋根工事業、管工 事業、網構造物工事業、 は装工事業、水道施 設工事業	平成19年5月 21日 "	平成19年5月21日 (全廃業)

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年7月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名及び数量
LAN用クライアントパソコン賃貸借 一式 (1,386台)
- 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当 宮崎市橋通東
2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
平成19年4月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 株式会社システム開発 宮崎市大橋3丁目101番地1
(2) NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号
- 落札金額
236,544,462円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成19年3月15日

落札者等の公告

企画提案コンペ型入札により落札者を決定したので、次のとおり
公示する。

平成19年7月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 契約に係る調達件名及び数量
遺失物管理システム一式の賃貸借契約
- 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 落札者を決定した日
平成19年5月17日
- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
(2) NECリース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

- 契約に係る契約金額
118,755,000円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成19年1月22日

病院局企業管理規程

宮崎県病院事業職員倫理規程をここに公表する。

平成十九年七月五日

宮崎県病院局長 植木 英 範

宮崎県病院局企業管理規程第八号

本 庁
各 病 院

宮崎県病院事業職員倫理規程

(目的)

第一条 この規程は、職員が全体の奉仕者であってその職務は県民
から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫
理を保持するために必要な事項を定めることにより、職務の執行
の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図
り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。
(定義等)

第二条 この規程において、「職員」とは、地方公務員法(昭和二
十五年法律第百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属
する職員であって、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭
和四十一年宮崎県条例第四十四号)第一条第二項に規定する病院
事業に従事する企業職員をいう。ただし、臨時又は非常勤の職に
ある者を除く。

2 この規程において、「管理職員」とは、病院事業職員の給与の
種類及び基準を定める条例(平成十八年宮崎県条例第十二号)
第五条の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。

3 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団
又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他
の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を
行う場合における個人に限る。)をいう。

4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定める者を除く。

一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び宮崎県行政手続条例(平成七年宮崎県条例第二十九号)第二条第四号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人(第二条第四項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

二 補助金等(補助金等の交付に関する規則(昭和三十九年宮崎県規則第四十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等(県以外の者が相対の反対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものを含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

三 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。))の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び宮崎県行政手続条例第二条第五号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

五 行政指導(宮崎県行政手続条例第二条第七号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

六 事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事務を除く。) 当該事業を行っている事業者等

七 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八 入札(地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。)に関する事務 入札に参加するために必要な資格を有する事業者等及び当該事業者等を構成員とする事業者団体(事業者団体の役員、従業員、代理人その他の者を含む。)

6 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなった

ときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

7 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づき影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。(倫理行動規準)

第三条 職員は、宮崎県病院事業職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受ける等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。(管理職員の役割)

第四条 管理職員は、その職責を十分に自覚し、率先垂範して職務に係る倫理の保持及び適正な服務の確保に努めなければならない。

2 管理職員は、その管理監督する職員が、職務に係る倫理の保持及び適正な服務の確保を図れるよう的確な指導及び監督に努めなければならない。

(利害関係者との間における禁止行為)

第五条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利率が著しく低いものに限る。)を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和三十二年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（利害関係者との間における禁止行為の例外）

第六条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらず関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 前項に掲げる場合のほか、職員は、自己の費用を負担し、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項第七号及び第八号に掲げる行為を行うことができる。この場合においては、あらかじめ倫理監督職員（第十五条に規定する職員をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

3 職員は、前二項の職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。

4 第一項の「職員としての身分」には、職員が、病院局長の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職し、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての

身分を含むものとする。

（利害関係者以外のもの等との間における禁止行為）

第七条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、そのものから供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行つた物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、そのものが利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にそのものの負担として支払わせてはならない。

（違反行為による利益の享受等の禁止）

第八条 職員は、他の職員の第五条又は第七条の規定に違反する行為によつて当該他の職員（第五条第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

（職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務）

第九条 職員は、病院局長、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が職務に係る法令（条例、規則、訓令及び病院局企業管理規程を含む。以下同じ。）に違反する行為を行つた疑いがあると思量するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

2 管理職員は、その管理監督する職員が職務に係る法令に違反する行為を行つた疑いがあると思量するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

3 職員は、他の職員が職務を行うに当たり、犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる行為を行つた疑いがあると思量するに足りる事実があるときは、上司又は倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者への報告（以下「上司等への報告」という。）を行わなければならない。

4 職員は、上司の命令が犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる疑いがあると思量するときは、当該上司に意見を述べなければならない。

5 職員は、前項の規定により上司に意見を述べたにもかかわらず、なお犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる命令が続いたときは、その他の上司又は倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者への相談（以下「その他の上司等への相談」という。）を行わなければならない。

6 第三項又は前項の場合において、職員が、公益通報（公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する公益通報をいう。）を行つたときは、上司等への報告又はその他の上司等への相談は行われたものとみなす。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督職員が定める事項を倫理監督職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、

自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第十一条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(地方公務員法第三十八条第二項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督職員の承認を得なければならない。

(倫理監督職員への相談)

第十二条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行う行為が第五条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合その他この規程の解釈に疑義が生じた場合には、倫理監督職員に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第十三条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次項で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限り。)は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、贈与等報告書(別記様式)を、当該四半期の翌四半期の初日から起算して十四日以内に、病院局長に提出しなければならない。

2 前項の報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

1 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

1-1 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

(贈与等報告書の保存等)

第十四条 贈与等報告書は、倫理監督職員において、提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える場合に限り。)は、宮崎県情報公開条例(平成十一年宮崎県条例第三十六号)第七条第二号アに規定する公にすることが予定されている情報とする。

(倫理監督職員)

第十五条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督職員を置く。

2 倫理監督職員は、病院局次長とする。

(倫理監督職員の責務等)

第十六条 倫理監督職員は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

1 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

1-1 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

1-2 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 職務に係る法令に違反する行為があつた場合にその旨を病院局長に報告すること。

2 倫理監督職員は、その指定する職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(委任)

第十七条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十九年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十三条の規定は、この規程の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

別記
様式 (第13条関係)

年 月 日

贈 与 等 報 告 書

宮崎県病院局長 殿

所 属 名
職 名
氏 名

㊟

贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	年 月 日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	<input type="checkbox"/> 会合等への出席 <input type="checkbox"/> 著述 <input type="checkbox"/> 講演 <input type="checkbox"/> その他 内容 []
贈与等又は報酬の内容	<input type="checkbox"/> 原稿料 <input type="checkbox"/> 印税 <input type="checkbox"/> 講演料 <input type="checkbox"/> その他 ()
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	円
上記に推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠	
供給接待を受けた場合にあつては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業	場所の名称： 住所： <input type="checkbox"/> 多数の者が居合わせた立食パーティー等の場合 人数 (概数)： 名 <input type="checkbox"/> その他の場合 人数： 名 職業：
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	事業者等の名称： 事業者等の住所：
役員等が事業者等の利益のために贈与を行った場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名 (当該役員等が複数の場合にあつては、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名を記載)	役員等の役職又は地位： 役員等の氏名：
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び県との関係	職務との関係： 県との関係： <input type="checkbox"/> 利害関係あり → <input type="checkbox"/> 講演等の場合、事前に承認あり <input type="checkbox"/> 利害関係なし

(注) 贈与等又は報酬の支払 1 件につき 1 枚に記入する。

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月五日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年宮崎県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮崎海洋高等学校の項中

(2) 船舶通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士及び二等機関士

を

(2) 実習船に乗り組み、航海業務その他の当該実習船の船務に直接従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除く。）

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月五日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十二号

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和四十一年宮崎県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号イ及びハ中「もの」を「者」に改め、同号に次のように加える。

ニ イからハマでに掲げる者に準ずるものとして人事委員会が定める者

第七条第一項第二号に次のように加える。

ニ イからハマでに掲げる者に準ずるものとして人事委員会が定める者

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の規定は、平成十九年六月一日から適用する。

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月五日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

宮崎県公安委員会規則第十三号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和五十六年宮崎県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七号及び第十三条第一号中「所掌」を「所管」に改める。

第十六条の二第七号中「所掌」を「所管」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 組織犯罪の取締りに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

九 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成19年3月30日付け県公報（号外第38号）中

ページ	誤	正
35	6 不要な文言は抹消すること。	5 不要な文言は抹消すること。